Information まちからのお知らせ

Information 総務課

行政相談所のご案内について

行政相談とは?

行政相談とは、役所(国、県および市町村)や特殊 法人などの仕事に関して、苦情や困っていること、心 配なこと、分からないこと、要望したいことなどにつ いて相談に応じ、行政機関とは異なる立場から解決を 手伝い、行政の制度や運営の改善を促すものです。

受付窓口としては、総務大臣が住民の信頼の厚い方 へ委嘱した「行政相談委員」があります。行政相談委 員は、各市町村に1人以上配置されており、地域の身 近な相談窓口として活躍しています。誰でも無料で相 談でき、秘密は固く守られますので、ぜひご相談くだ さい。

秋の行政相談所の開設

総務省において、10月17日(月)~23日(日)を「行 政相談週間」と定めています。広野町では、行政相談 委員が自宅などで相談に応じるほか、次の日程で「行 政相談所」を開設します。町民の皆さんが行政に対し て抱えている悩み事をお話しください。

- ■日時 令和4年10月21日(金)
- ■時間 午前10時~午後3時
- 場所 広野町公民館1階 研修室2

広野町担当行政相談委員

金子 晴美さん **2**090-5186-4965



行政相談の流れ

1. 相談の受付

相談者が行政相談委員に対して. 役所などに関する困り事や悩み事を相談する。

2. 関係機関への事実確認

行政相談委員は、各相談事の内容に応じて関係 機関へ連絡を行い、改善をするよう働きかける。

3. 関係機関からの回答

関係機関は、各相談事の対応結果について、 行政相談委員へ連絡を行う。

※内容により対応が難しい場合もありますので、ごろ 承ください。

問 広野町 総務課 庶務係 ☎0240-27-2111

Information 健康福祉課

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合 「2割」が新設されます

- ・令和4年10月1日から、次の①、②の両方に該当 する場合は、窓口での医療費の負担割合が「2割」 になります。
- ①世帯内に住民税課税所得が28万円以上145万円 未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる。
- ②「年金収入+その他の合計所得」の合計が、後期 高齢者医療制度の被保険者が一人の世帯は200 万円以上、二人以上の世帯は合計320万円以上。
- ・住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる 世帯は3割負担、被保険者全員の住民税課税所得が 28万円未満の世帯と住民税非課税世帯は1割負担 です。

令和4年10月1日から被保険者証が 新しくなります

- ・被保険者証(ふじ色)は、令和4年9月30日で有 効期限を迎えているため使用できません。令和4 年度は窓口負担割合の見直しがありますので、10 月1日から使える被保険者証(ピンク色)を、9 月中旬ごろに簡易書留にて郵送しています。
- ・期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防 ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福 祉課窓□まで返却してください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113 福島県後期高齢者医療広域連合 **2**024-528-9025

Information 教育委員会生涯学習課

広野町文化交流施設「ひろの未来館」の駐車場について



広野町文化交流施設「ひろの未来館」の敷地内駐車 場が完成しました。10月1日(土)からご利用でき ます。なお、大型バスは広野町公民館駐車場をご利用 ください。

駐車台数 普通自動車 17台

おもいやり駐車区画 1台

■展示資料 埋蔵文化財・化石

額賀誠志童謡作品 宮澤有為男作品

※多目的ホールもご利用できます。

問 広野町 生涯学習課(公民館内)

20240-27-3244

広野町文化交流施設ひろの未来館

20240-27-2277

Information 町民税務課

■カードの申請方法

マイナンバーカードの申請について

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証

■カード申請に必要なもの

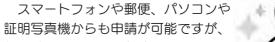
①申請書 国から送付されている「個人番号カード交 付申請書」をお持ちの方はご持参ください。 申請書がなくても手続きは可能です。

カードの申請方法は

②本人確認書類 運転免許証や健康保険証、介護保険 証など。

③通知カード マイナンバーが記載されている緑色の カード。マイナンバーカード交付の際に回収します が、お持ちでない方もお手続きが可能です。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160



明書として使用することができるカードです。

役場窓口において申請を お手伝いします!

また、申請に必要な顔写真も 無料で撮影を行っています!

Information 生涯学習課

令和5年広野町はたちを祝う会(成人式)のお知らせ

広野町では「民法の一部を改正する法律」により、 令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が20歳 から18歳へと引き下げられたことを受けて、これま で開催しておりました「成人式」を令和5年から「は たちを祝う会」として次のとおり開催します。

- 開催日時 令和5年1月8日(日) 午前10時開始(午前9時30分受付開始)
- 開催場所 広野町公民館 2階 大会議室
- 該 当 者
- ①平成14年4月2日から平成15年4月1日までの 間に生まれた人
- ②広野町に住所がある人または平成29年度に広野 町立広野中学校を卒業した人

ただし、平成26年度広野小学校卒業生、平成22年 度(東日本大震災当時)広野小学校2学年在学生で あった方は在住してなくても参加できます。この場 合は、生涯学習課へご連絡お願いします。

※対象者には10月上旬までに参加申込書を郵便で送 付する予定ですが、ホームページから様式をダウン ロードして、必要事項を入力のうえ、e-mailによ り送付することもできます。

郵便が届かない場合は、生涯学習課へご連絡お願い します。

問 広野町 生涯学習課(公民館内) **2**0240-27-3244

13 2022.10 広報ひろの 2022.10 広報ひろの 12